

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成27年 第 3 号
受付日	平成27年 7月31日
送付日	平成27年 7月31日
答弁受理日	平成27年 8月19日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	藤田真信
所管部局	環境部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

PM2.5について別紙の通り質問致します。

本市における微小粒子 PM2.5 対策の取組みについて以下の通り質問させていただきます。

(1)測定にかかる費用・測定か所について

本市においては、微小粒子 PM2.5 の観測が、納屋測定局、北消防署測定局、四日市商業高校測定局、三浜測定局の4局において測定されており、その観測結果について三重県及び本市ホームページに公開されております。

同時に、PM2.5 以外にも、上記4局及び、磯津、南、北星高校、西朝明中学校、楠、東名阪、伊坂の11か所において、二酸化硫黄(SO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、窒素酸化物(NO_x)、光化学オキシダント(O_x)、非メタン(NMHC)、メタン(CH₄)、全炭化水素(THC)など、様々な大気観測がなされております。

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ① これらの測定に関してかかる費用。
- ② よりきめの細かい測定を行うため、他の7か所においても、微小粒子 PM2.5 の観測装置を設置することは可能か。

(2) 注意喚起について

PM2.5 の測定の結果、午前7時から午後5時までの直近3時間における1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合又は、午前5時から正午までの1時間値の平均が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、関係機関へ注意喚起の連絡が行われます。

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ① 注意喚起とは具体的にどのようなことをするのか。
- ② 関係機関に連絡とは具体的にどこへ連絡をするのか。
- ③ 平成26年3月18日、平成27年4月27日に、この注意喚起がなされたと聞いているが、それぞれの際に、上記①・②は、具体的にどのようになされたか。

(3)注意喚起に伴う対応について

(2)のように、注意喚起が関係機関に連絡がなされます。

そこで、以下についてお尋ね致します。

- ①それらの関係機関は、その連絡を受けて、それぞれどのように具体的に対応しているのか
- ②特に学校において、教室の窓を閉める。屋外での授業を中断する。児童に対してマスクの着用をさせる、などの対応はとれているのか。
- ③平成26年3月18日、平成27年4月27日に、この注意喚起がなされた際に、上記①・②について具体的にどのようになされたか。

(4) 四日市公害と環境未来館での情報提供

大気の観測情報について、以前、本市議会の一般質問において、四日市公害と環境未来館において、観測数値をリアルタイムで掲示する提案がなされました。

そこで、以下についてお尋ね致します。

①この提案について具体的に取組む予定があるか。

②注意喚起が発生した場合、四日市公害と環境未来館において、来場者に対し直接注意喚起をしたり、マスクの着用などのサービスを提供できないか。